

芦北町過疎地域持続的発展計画 (素案)

(令和8年度～令和12年度)

熊本県葦北郡芦北町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	芦北町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	9
(3)	計画	10
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	10
3	産業の振興	10
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	16
(3)	計画	20
(4)	産業振興促進事項	22
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
4	地域における情報化	22
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	22
(3)	計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
5	交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
6	生活環境の整備	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28

(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
8 医療の確保	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
9 教育の振興	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	41
(3) 計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
10 集落の整備	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
11 地域文化の振興等	45
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	46
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
12 再生可能エネルギーの利用の推進	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	47
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	48
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	48

芦北町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 芦北町の概況

① 概要

芦北町は、熊本県の南部に位置し、北側の八代市、南側の水俣市・津奈木町との境を山々に隔てられ、東は球磨川を境とし、西は不知火海に面している。東西南北を山、川、海によって区切られ、この区域に標高200mから900m前後の山々が連なり、町土の約8割は山林となっている。町の西岸は芦北海岸県立自然公園に指定されている。平地は、海岸及び河川の流域に分布するのみで、それ以外のほとんどが丘陵山岳地帯である。

気候は海岸地域と山間地域では幾分条件が異なるが、海岸地帯は暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるのに対し、山間地域は降雨量、湿度共に多く、比較的冷涼な地帯である。年間平均気温は17～18度、年間降雨量は2,000mm前後となっている。

地域の西部を肥薩おれんじ鉄道、東部の球磨川沿いにJR肥薩線が走り、国道3号が肥薩おれんじ鉄道と並行している。また、南九州西回り自動車道の整備が進む中、本町では田浦インターチェンジと芦北インターチェンジが完成し、供用されている。

町中心部から熊本市へは北へ74km、八代市へは32km、県境の水俣市へは南へ22km、人吉市へは東へ40km、近隣都市へは車で1時間前後の距離である。

本町は、万葉の時代から「葦分（あしきた）の国」として知られ、古くから九州南部への海・陸両路の重要な拠点であったことがうかがえる。さらに、大陸文化との交流形跡も見られるほか、近世には肥薩国境の要衝の地となり、城下町として、あるいは宿場、商い場、湯治場として栄え、県南の政治・経済・文化の中心として発展した。

平成17年1月1日に田浦町と芦北町が合併して新「芦北町」が誕生し、令和7年4月1日現在の人口は14,742人となっている。

② 過疎の状況

国勢調査によると、本町の人口は、昭和25年に37,724人のピークを迎えて以降、減少を続けており、昭和50年に27,909人、平成27年には17,661人と、昭和50年以降の40年間で10,248人減少している。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、令和12年に11,992人、令和17年には10,554人と、今後も人口が減少していくと推計されている。

年代別にみると、昭和50年には14歳以下が6,956人（構成比率24.9%）、15歳から64歳までが17,476人（同62.6%）、65歳以上が3,477人（同12.5%）であった。その後、令和2年には、14歳以下が1,619人（同

10.7%)で5,337人減少、15歳から64歳までは7,032人(同49.4%)で10,444人減少している一方、65歳以上は7,030人(同40.0%)で3,553人増加している。今後は、全体的な人口減少に伴い、65歳以上の人口も減少していくものの、高齢化率(65歳以上人口比率)は上昇が続くことが予想される。

③ 産業構造の変化

産業別就業構造では、昭和50年に第1次産業は5,170人(構成比率57.0%)であったが、令和2年には1,080人(同15.5%)と減少している。第2次産業は、昭和50年に3,417人(同18.0%)であったのが1,616人(同22.9%)、第3次産業は、4,188人(同25.0%)が4,351人(同61.7%)となっている。第3次産業の構成比率は増加しているが、過疎化・高齢化による後継者、担い手不足から第1次産業は大幅に減少しており、産業構造は大きく変化している。

(注：分類不能産業従事者が存在するため、表1-1(4)の総数とは一致しない。)

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査による人口は、昭和50年に27,909人だったが、令和2年には15,681人と12,228人減少している。人口動態からみると、近年は毎年300人～400人の人口減少が続いており、令和7年の推計人口は13,550人となっている。

自然増減は、平成2年以降、死亡数が出生数を上回る自然減に転じている。社会増減については、昭和50年以降、転出が転入数を上回る社会減が続いている。また、普通出生率については、平成3年以降1.00%を下回っており、令和6年は0.35%であった。近年は0.5%を下回っている。

本町では、高齢化・少子化による人口減少の進行に加え、青年層の人口流出が続いていることが、更なる人口減少を招いている。

② 産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成27年から令和2年までに、7,879人から7,054人となり、825人減少している。産業別就業人口は、この5年間で、第1次産業が144人減少、第2次産業が188人減少、第3次産業が494人減少し、全産業で就業人口の減少が進んでいる。

産業別就業人口割合でみると、昭和50年時点で全体の40%を占めていた第1次産業は、令和2年には15.3%と年々割合を減らしてきている。第2次産業においては、昭和50年時点で27.1%だった割合が、平成7年に35.7%まで増加したが、それ以降は減少が続き、令和2年には22.9%となっている。第3次産業は昭和50年に32.6%だったが、令和2年には61.7%となるまで増加しており、現在は、第3次産業に大きく依存している構造となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率								
総数	35,777	27,909	△22.0	25,024	△10.3	20,840	△16.7	17,661	△15.3	15,681	△18.8
0歳～14歳	13,187	6,956	△47.3	4,604	△33.8	2,493	△45.9	1,886	△24.3	1,619	△23.2
15歳～64歳	19,909	17,476	△12.2	15,498	△11.3	11,442	△26.2	8,716	△23.8	7,030	△31.5
うち15歳～29歳 (a)	7,508	5,373	△28.4	3,553	△33.9	2,482	△30.1	1,545	△37.8	1,194	△42.4
65歳以上 (b)	2,681	3,477	29.7	4,921	41.5	6,902	40.3	7,056	2.2	7,025	1.3
若年者比率 (a)／総数	21.0%	19.3%	—	14.2%	—	11.9%	—	8.7%	—	7.6%	—
高齢者比率 (b)／総数	7.5%	12.5%	—	19.7%	—	33.1%	—	40.0%	—	44.8%	—

※年齢不詳があるため各年齢区分の合計と総数は一致しない。

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比	増減率	実数 (人)	構成比	増減率
総数	23,227	—	21,698	—	△6.6%	20,283	—	△6.5%
男	10,871	46.8%	10,138	46.7%	△6.7%	9,443	46.6%	△6.9%
女	12,356	53.2%	11,560	53.3%	△6.4%	10,840	53.4%	△6.2%

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数 (人)	構成比	増減率	実数 (人)	構成比	増減率	実数 (人)	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	18,611	—	△8.2%	16,783	—	△9.8%	14,742	—	△12.2%
男 (外国人住民除く)	8,765	47.1%	△7.2%	7,928	47.2%	△9.5%	6,989	47.4%	△11.8%
女 (外国人住民除く)	9,846	52.9%	△9.2%	8,855	52.8%	△10.1%	7,753	52.6%	△12.4%
参考 男 (外国人住民)	6	—	—	13	—	—	32	—	—
参考 女 (外国人住民)	24	—	—	29	—	—	46	—	—

表 1-1 (3) 人口の見通し (社人研推計)

(単位:人)

区分	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)	2070年 (令和52年)
総数	15,681	13,550	11,992	10,554	9,236	6,879	5,019	3,642
年少人口 (0～14歳)	1,619 10.3%	1,244 9.2%	956 8.0%	800 7.6%	688 7.4%	544 8.2%	392 7.8%	272 7.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,032 44.8%	5,700 42.1%	4,874 40.6%	4,194 39.7%	3,625 39.2%	2,486 37.2%	1,809 36.0%	1,428 39.2%
老年人口 (65歳以上)	7,030 44.8%	6,605 48.7%	6,162 51.4%	5,560 52.7%	4,924 53.3%	3,849 56.0%	2,818 56.1%	1,942 53.3%

表 1 - 1 (4) 産業別就業人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	15,248	△15.8	12,833	△15.8	13,029	1.5	12,511	△4.0	11,837	△5.4	11,301	△4.5
第1次産業 就業人口比率	57.0%	—	40.3%	—	34.6%	—	32.1%	—	25.3%	—	21.1%	—
第2次産業 就業人口比率	17.7%	—	27.1%	—	29.6%	—	29.7%	—	33.2%	—	35.7%	—
第3次産業 就業人口比率	25.3%	—	32.6%	—	35.8%	—	38.2%	—	41.5%	—	43.2%	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	10,386	△8.1	9,553	△8.0	8,413	△11.9	7,879	△6.3	7,054	△10.5
第1次産業 就業人口比率	18.0%	—	18.2%	—	16.5%	—	15.5%	—	15.3%	—
第2次産業 就業人口比率	33.1%	—	27.0%	—	24.9%	—	22.9%	—	22.9%	—
第3次産業 就業人口比率	48.9%	—	54.7%	—	58.5%	—	61.5%	—	61.7%	—

表 1 - 1 (5) 人口動態 (熊本県推計人口調査)

	推計 人口 (人)	普通 出生率 (%)	人口動態									
			増減数	増減率	自然動態				社会動態			
					増減数	増減率	出生	死亡	増減数	増減率	転入	転出
平成17年	20,840	0.54	△371	-1.9%	△172	-0.8%	112	284	△199	-0.9%	519	718
平成18年	20,565	0.59	△275	-1.3%	△175	-0.8%	122	297	△100	-0.5%	682	782
平成19年	20,240	0.59	△325	-1.6%	△183	-0.9%	119	302	△142	-0.7%	497	639
平成20年	19,910	0.71	△330	-1.6%	△146	-0.7%	141	287	△184	-0.9%	504	688
平成21年	19,660	0.69	△250	-1.3%	△149	-0.8%	136	285	△101	-0.5%	503	604
平成22年	19,316	0.66	△264	-1.7%	△158	-0.8%	128	286	△106	-0.5%	469	575
平成23年	19,013	0.70	△303	-1.6%	△197	-1.0%	134	331	△106	-0.6%	431	537
平成24年	18,651	0.65	△362	-1.9%	△175	-0.9%	122	297	△187	-1.0%	441	628
平成25年	18,249	0.64	△402	-2.2%	△202	-1.1%	117	319	△200	-1.1%	462	662
平成26年	17,877	0.65	△372	-2.0%	△215	-1.2%	116	331	△157	-0.9%	380	537
平成27年	17,661	0.54	△290	-1.2%	△198	-1.1%	96	294	△92	-0.5%	405	497
平成28年	17,325	0.54	△336	-1.9%	△217	-1.2%	94	311	△119	-0.7%	352	471
平成29年	16,985	0.54	△340	-2.0%	△236	-1.4%	92	328	△104	-0.6%	388	492
平成30年	16,632	0.60	△353	-2.1%	△241	-1.4%	100	341	△112	-0.7%	370	482
令和元年	16,189	0.43	△443	-2.7%	△251	-1.5%	70	321	△192	-1.2%	315	507
令和2年	15,811	0.58	△378	-2.3%	△198	-1.2%	92	290	△180	-1.1%	325	505
令和3年	15,366	0.40	△445	-2.8%	△263	-1.7%	62	325	△182	-1.2%	329	511
令和4年	14,944	0.43	△422	-2.7%	△277	-1.8%	65	342	△145	-1.0%	331	476
令和5年	14,484	0.38	△460	-3.1%	△326	-2.2%	55	381	△134	-0.9%	270	404
令和6年	14,077	0.35	△407	-2.8%	△299	-2.1%	49	348	△108	-0.8%	306	414

(3) 行財政の状況

本町の行政組織は、町長事務部局9課、教育委員会2課、会計室、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員で構成されている。本町は、昭和30年以降、3度の町村合併を経て成り立っており、海岸部から山間部まで行政区域が広範囲であることから、

旧芦北町役場を本庁舎とし、旧町村ごとに4つの支所、出張所を配置し、行政運営を行っている。

また、住民の声を行政に反映させるとともに、行政の情報を住民に速やかに伝達するため、84の行政区を組織しているが、その規模は、地形などの関係で10世帯に満たない行政区から350世帯を上回る行政区まであり、人口減少の問題から社会機能、集落活動に支障をきたしている行政区もある。

少子高齢化の進展、若年層の流出、第1次産業の不振、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気低迷など大変厳しい状況にある中で発生した令和2年7月豪雨は、本町に甚大な被害をもたらした。被災後、これまでも被災者の生活再建、産業振興、社会基盤や教育・文化の復旧及び復興、コミュニティの維持・再生などの施策に取り組んできたが、創造的復興を成し遂げるため、更に多岐にわたる行政需要への対処が求められる。

本町の財政状況は、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率等により財政基盤が弱く、財政力指数は令和6年度において0.39となっている。歳入については、人口減少により地方税の減や、地方交付税の減等、自主財源の確保が難しい状況となっている。歳出については、更なる少子化、高齢化の進展に伴う社会保障費や扶助費、公共施設の維持補修・長寿命化に要する経費の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる。このような財政状況を踏まえ、住民ニーズ、緊急度、事業効果など考慮しながら、行財政全般にわたる歳出抑制に努め、安定した財政運営を行う必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額A	12,355,981	11,486,413	10,743,999	11,027,627	14,042,273
一般財源	6,929,879	6,682,720	6,759,421	6,134,634	6,989,483
国庫支出金	1,520,103	1,432,091	995,951	1,247,175	2,840,424
都道府県支出金	1,360,405	966,626	797,486	753,288	976,182
地方債	1,009,185	1,019,452	892,983	1,183,843	1,202,112
うち過疎対策事業債	—	281,200	239,000	578,400	399,300
その他	1,536,409	1,385,524	1,298,158	1,708,687	2,034,072
歳出総額B	11,077,749	10,819,440	10,209,191	10,601,041	13,610,684
義務的経費	4,519,629	4,512,146	4,710,951	4,514,398	5,188,612
投資的経費	2,707,671	2,045,747	1,375,358	1,895,193	3,101,807
うち普通建設事業	2,581,988	1,789,738	1,283,066	1,852,434	1,514,150
その他	3,850,449	4,261,547	4,122,882	4,191,450	5,320,265
過疎対策事業費	1,896,602	1,205,469	948,528	1,820,456	2,265,326
歳入歳出差引額C(A-B)	1,278,232	666,973	534,808	426,586	431,589
翌年度へ繰越すべき財源D	814,025	166,412	27,617	79,247	40,246
実質収支 C-D	464,207	500,561	507,191	347,339	391,343
財政力指数	0.28	0.27	0.29	0.34	0.36
公債費負担比率	14.0	13.8	14.2	13.9	13.2
実質公債費比率	6.8	4.7	4.3	4.1	5.1
起債制限比率	—	—	—	—	—
経常収支比率	83.4	85.7	89.4	92.1	92.5
将来負担比率	18.3	1.6	—	—	—
地方債現在高	11,240,127	10,456,657	10,093,909	10,009,040	13,670,358

※上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和元 年度末	令和6 年度末
市町村道								
改良率（％）	6.2	16.2	20.2	24.7	43.2	43.8	45.9	46.1
舗装率（％）	0.8	78.4	92.0	91.2	95.6	95.7	96.0	96.0
農道								
延長（m）					22,103	30,480	31,090	30,851
耕地1ha当たり農道延長（m）	11.5	15.5	28.5	46.8	—	—	—	38.6
林道								
延長（m）					45,223	63,180	62,590	62,265
林野1ha当たり林道延長（m）	3.3	5.7	10.3	4.6	—	—	—	4.0
水道普及率（％）	26.2	47.6	58.6	64.8	70.5	71.5	72.2	76.0
水洗化率（％）	—	—	12.1	42.8	74.5	76.8	81.2	84.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	5.3	16.4	15.4	17.2	20.8	21.7	24.5	25.9

（4）地域の持続的発展の基本方針

本町では「すべては、次代を担う子どもたちのために」を基本理念に、「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町」をテーマに掲げ、まちづくりを進めている。

本町では、次の6つのまちづくりの目標を設定し、総合的かつ体系的に施策を展開していく。本計画は、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、熊本県が定める「熊本県過疎地域持続的発展方針」を勘案するとともに、本町の最上位計画である「芦北町総合計画（第三次）」及び「芦北町人口ビジョン（令和6年度改定版）」並びに「第3期芦北町総合戦略」との整合を図りつつ、過疎地域に係る施策を体系化したものである。また、熊本県過疎地域持続的発展方針が掲げる「人材の確保・育成」「持続可能な地域経済活動の実現」「安全・安心な暮らしの確保」の視点を踏まえ、本町の地域特性に応じた取組を推進する。

① 魅力あるしごとを創出します【産業分野】

担い手不足の解消に努めるとともに、農林水産業、商工業、観光業など、本町の特性を踏まえた、魅力あるしごとを創出します。

基幹産業である農業や観光振興を図るとともに、県全体で半導体産業が好調なことを踏まえた企業誘致や関連企業の支援策を講じるなど、積極的な地域産業の活性化策を講じます。

② 暮らしの安全を守ります【インフラ分野】

防災や減災、防犯対策などを推進し、事件・事故の少ない、安心して暮らせる生活環境を守ります。

計画的な土地利用を図り、道路・交通・住宅環境を良好に保ちながら、上下水道や廃棄物といった生活に密接に関わる生活インフラを堅持し、住民の暮らしを守ります。

③ 健康増進と福祉の充実を図ります 【健康・福祉等分野】

住民の健康増進を積極的に支援し、住民が主体的に健康づくりをできる環境を整備します。

福祉サービスについても、必要な人が必要なだけ享受できるような体制を維持し、生涯を通して本町で住みやすい環境を維持します。

④ 誰もが学べる環境を充実します 【教育・生涯学習分野】

老若男女、世代を問わず、学びたいときに学び、体を動かしたいときに動かせるような環境を整備します。

歴史・文化・芸術を大切にし、暮らしの潤いを感じられる環境を整備します。

⑤ 参画協働のまちづくりを推進します 【協働まちづくり分野】

まちづくりは人づくりです。

住民が主体的にまちづくりに参画し、協力し合いながら生活環境を良くしていく取組を推進します。

また、移住者を含め、多様な人たちが居心地の良い環境を作り、多様性を認め合える文化を醸成します。

⑥ 健全財政と効率行政を推進します 【行財政分野】

限られた財源を有効に活用するとともに、財源確保に努めます。

職員資質の向上を図りつつ、デジタル技術等を活用した効率的な行政改革を推進し、住民にとって利用しやすい窓口サービスの提供に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

社人研によると、本町の将来人口推計は、令和12年に11,992人（令和2年比23.5%減）、令和22年には9,236人（同41.1%減）、令和32年には6,879人（同56.1%減）になるとされている。

本町では、高齢化・少子化による人口減少の進行に加え、若者及び子育て世代の人口流出が続いている。令和7年4月に策定した「芦北町人口ビジョン（令和6年度改定版）」と、これに基づき策定した「第3期芦北町総合戦略」において、令和42年の目標人口を5,200人程度と設定しており、自然減の緩和と社会増減による人口減少の抑制を目指して各種施策に取り組む。この推計に基づき、令和12年度末の目標人口を11,995人とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

人口動態調査や事務事業評価を通じて社会増減や事業の進捗をフォローアップするとともに、毎年度、芦北町総合戦略推進委員会において施策の評価を行う。本計画の評価は、芦北町人口ビジョン（令和6年度改定版）及び第3期芦北町総合戦略の評価と一体的に実

施し、その結果を踏まえて必要な見直しを行う。目標に向け効果的に過疎対策事業を推進するため、PDCAサイクルによって継続的に見直しや改善を行っていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等、今後厳しい財政状況が予測される中、本町は、「芦北町公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、主要な町有施設についての長寿命化計画である「芦北町個別施設計画」を令和3年3月に策定した。

町有施設の長寿命化については、各施設の老朽化状況や改修履歴を踏まえ、壊れる前に修繕する「予防保全」の推進や計画的な改修を行う。町有施設の有効活用については、各施設の構造躯体の健全性や利用状況などを踏まえ、既存施設の複合化や転用などを検討するほか、民間事業者等への余剰床の貸付けを推進するなど、長期的な視点に立った町有施設の維持管理を推進する。

本町における過疎対策事業についても、芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針及び芦北町個別施設計画の長寿命化の実施計画の考え方に基づき適切に実施することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

移住・定住対策や交流人口・関係人口の創出は、人口減少対策の大きな柱である。本町では移住者に向けてホームページを活用し、暮らしの支援や住まい、仕事の情報発信などに取り組んでいる。

また、都市から地方への人の流れを推進するため、移住体験住宅を整備し、町での暮らしを体験することで、移住を検討する人に対する長期滞在や二地域居住のきっかけとなる機会の創出や移住者の受け入れ体制強化を図っている。今後はさらなる活用を図るため、移住体験住宅を追加整備し、さらには地域のまちづくり団体等と連携を図ることで、町全体での受入体制の強化を行う必要がある。

平成27年度締結した八代市・氷川町との定住自立圏協定により、交流人口や移住者の拡大に向け、地域資源を生かしたツーリズムやPRを展開し、移住相談会への共同参加に取り組んでいる。若者と企業とのマッチング支援や、結婚に向けた出会いの場創出事業を実施し、圏域内の定住促進を図っている。

② 人材育成

人口減少や高齢化により地域課題解決に取り組む担い手の確保と人材育成が重要であるが、現状十分進んでいない状況である。

町内唯一の高等学校である県立芦北高等学校は、地域づくりの担い手としての存在は大きく、町としてもその育成のため平成28年度から総合的に支援している。

持続可能な地域をつくるためにも、今後は、地域リーダーの育成を進めることが重要である。また、地域おこし協力隊や地域活性化企業人等の制度を活用し外部人材の確保・活用を進めるとともに、定住自立圏域や周辺市町村との広域的な人材の交流・育成を図る必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

ア WEB等を通じて移住希望者が必要とする住まいや仕事関連情報の的確な発信に努める。

イ 人口流出を抑制し、移住者の受け入れ、若者の定住を促進するための魅力的な住宅や宅地の整備を推進する。

ウ 活用可能な空き家情報の把握と空き家所有者との調整を進め、空き家バンクの内容を充実させるとともに、利活用促進の支援を行う。

エ 移住希望者が一定期間活用できる移住体験住宅の追加整備及び住居環境を向上させ、積極的活用を図る。また、まちの基幹産業である農業やサテライトオフィスでのテレワークなどの仕事、子育て環境など、移住後の暮らしをイメージできるプログラムの導入を検討する。

オ 移住希望者が相談しやすい環境を整備するため、地域おこし協力隊OB・OGや地域団体と連携した受入体制など、移住後の支援を見据えた相談体制を構築する。

カ ツーリズムを推進するための受入体制の整備と地域資源を生かしたプログラムの充実に努めるとともに、オンラインを活用した交流機会の増加を図る。

キ 国や県の移住支援金制度等を活用し、保育園留学や二地域居住など関係人口の拡大につながる取組を推進する。

② 人材育成

ア 地域おこし協力隊をはじめとした外部からの意欲ある人材を積極的に活用する。

イ 企業と地域や芦北高校が連携し、地域に根差す人材を育成するとともに、定住自立圏域では雇用の好循環を生み出すため、企業に求められる人材の育成に取り組む。

ウ 地域づくりに主体的に取り組む団体を支援するとともに、関係機関と連携し地域の担い手育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	町営住宅等を活用した移住者等 住宅用整備事業	町	
		移住体験住宅整備事業	町	
		空き家利活用支援事業	町	
		地域おこし協力隊事業	町	
		移住定住促進事業	町	
		結婚支援事業	町(定住自立圏)	
		二地域居住(保育園留学)推進 事業	町	
	地域間交流	芦北町ふるさと住民登録制度	町	
		集合住宅建設支援事業	町	
		漁業者と小中学生の共生・交流 支援事業	町	
		人材育成	芦北高校総合支援事業	町
I T人材育成事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、稲作を中心として、果樹、畜産、野菜、花き等の多様な経営が行われている。その中で、農作業の委託費の助成や中山間地域等直接支払交付金などの活用が耕作放棄地の抑制となっている。

しかしながら、依然として農業従事者の高齢化と担い手不足が課題となっており、耕作放棄地も増加している。また、イノシシやシカなどの有害鳥獣による被害が増加するなど、生産基盤となる農地や継続的な農業生産の維持が困難な状況にある。

農業経営は、立地条件を生かして甘夏・デコポンなどの柑橘類、水稲、畜産などを主体とする生産を展開してきたが、経営の発展を図るため、一部農家で施設園芸の導入が行われている。しかしながら、県内で見ると、経営耕地面積も零細で、農業生産額・農業所得額ともに低位にある。

このような中、新規就農者の確保に努めるとともに、認定農業者等の担い手を中心とする集落営農組織等の設立を進めていく必要がある。また、農地の維持と農家所得の向上のため、付加価値の高い農産物の導入及び6次産業化や新たな農畜産物の産地形成、食と農の理解を深める農育への取り組みなどの総合的な施策の展開が必要である。

年次別農家数（農林業センサス）

（単位：戸）

区分	農家総数	専業農家	兼業農家		自給的農家
			第一種	第二種	
昭和40年	3,554	643	1,453	1,458	専・兼業農家に含む
昭和45年	3,454	456	1,190	1,808	
昭和50年	3,344	443	722	2,179	
昭和55年	3,205	566	520	2,119	
昭和60年	3,058	531	424	2,103	
平成2年	2,621	414	291	1,916	
平成7年	2,375	443	320	1,612	
平成12年	2,134	320	190	930	
平成17年	1,970	320	171	694	785
平成22年	1,827	364	138	582	743
平成27年	1,626	352	84	527	663
令和2年	1320		779（販売農家）		541

経営規模別農家数（農林業センサス）

（単位：戸）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	3,205	3,058	2,621	2,375	2,134	1,185	1,084	963	815
0.3ha未満	837	894	761	718	717	25	23	18	50
0.3～0.5ha	714	658	619	587	510	424	357	316	239
0.5～1.0ha	961	864	718	632	544	429	408	368	296
1.0～1.5ha	339	316	240	182	148	135	135	105	85
1.5～2.0ha	147	110	105	103	85	70	69	60	57
2.0～2.5ha	86	85	69	66	58	67	59	66	54
2.5～3.0ha	58	53	50	37	27				
3.0ha以上	54	75	53	47	43	35	33	30	34
例外規定	9	3	6	3	2	—	—	—	—

農家一戸当たり 耕地面積	72.2	71.6	70.1	68.6	65.9	85.8	89.8	93.7
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------

99.0

※平成17年度以降は、調査対象が販売農家

② 林業

本町の森林面積は、町土の約8割を占めており、その大部分にスギ・ヒノキなどの針葉樹が植樹されている。しかし、伐採期を迎えた人工林が増加しているため、森林施業が間伐主体から主伐主体へと変化し、皆伐の増加に伴い、未植栽の山林が増加傾向にある。

林業全体の状況としては、林業従事者の高齢化などにより、山林に対する管理意識が希薄化し、管理不足により適正な森林施業ができない状態が続いている。

適正な管理を行うためには、林道・作業路などの基盤整備の充実を図りながら、植林・除間伐などの森林整備を行うとともに、木材需要の拡大を喚起し、安定的・効果的な木材生産体制の構築や担い手の育成と支援が求められている。また、素材としての木材生産・供給だけでなく、特用林産物や加工品等2次製品の生産拡大による付加価値の創造を図り、併せて経費削減や作業効率の改善により経営基盤を強化する必要がある。

このような中、森林経営管理制度を活用し、森林の公益的機能を保持しつつ、安定的・効率的な木材生産体制の構築や担い手の育成と支援が求められている。

所有形態別森林面積及び蓄積（令和5年度熊本県林業統計要覧）

区分	立木地			未立木地	竹林	その他	計	人工林率(%)	
	人工林	天然林	計						
国有林	面積 ha	2,034	423	2,457	—	—	124	2,581	78.81
	蓄積 m ³	704,151	65,647	769,798	—	—	—	769,798	—
民有林	面積 ha	11,884	3,611	15,495	99	144	10	15,748	75.46
	蓄積 m ³	4,428,384	563,808	4,992,192	—	155,567	—	5,147,759	—
合計	面積 ha	13,918	4,034	17,952	99	144	134	18,329	75.9
	蓄積 m ³	5,132,535	629,455	5,761,990	—	155,567	—	5,917,557	—

③ 水産業

本町の水産業は、2つの港湾と6つの漁港を拠点として、不知火海を主漁場とする沿岸漁業と、球磨川、佐敷川において内水面漁業が行われている。

経営形態は、小規模な個人経営が多く、後継者不足や自然環境の変化等により、漁獲量の減少が続いており、また、人口減少や若い世代の魚食離れ等により、魚価が低迷し、厳しい経営状況である。

このような中、沿岸漁業については、後継者や新規就漁者の育成・支援に努めるとともに、養殖漁業等の確立や漁場等の生産基盤の整備を図る必要がある。さらに、AIやIoTなどを活用した資源管理型漁業についても取り組む必要がある。

また、漁港施設等の老朽化により、安全性が懸念されるため、施設等の計画的な補修、更新を計画的に行う必要がある。

専業兼業別個人漁業経営体数（漁業センサス）

（単位：経営体）

区分	総数	専業	兼業		
			総数	第1種	第2種
平成5年	187	53	134	90	44
平成10年	177	59	118	76	42
平成15年	136	57	79	48	31
平成20年	112	64	48	41	7
平成25年	90	61	29	14	15
平成30年	59	40	19	17	2
令和5年	44	29	15	9	6

漁業種類別経営体数（漁業センサス）

（単位：経営体）

区分	総数	小型底引き網	船引き網	まき網	刺網	その他の網	はえ縄	釣	その他の漁業	海面養殖業
平成10年	177	34	16		47		21	45	7	7
平成15年	136	21	15		47		16	30	5	2
平成20年	112	22	17		31		11	25	5	1
平成25年	91	20	13	1	26	1	8	19	2	1
平成30年	59	9	6		18	4	2	17	2	1
令和5年	82	8	7	-	14	11	9	19	10	4

漁業種類別漁獲量（農林水産統計年報）

（単位：t）

区分	総数	小型底引き網	船引き網	刺網	はえ縄	その他の釣り	その他の漁業
平成20年	591	61	296	106	33	66	29
平成22年	402	68	198	105	25	6	x

平成 24 年	366	41	167	91	16	28	23
平成 26 年	412	67	174	98	18	39	16
平成 28 年	504	54	241	118	24	53	14
平成 30 年	335	23	149	58	26	57	22

※「X」…秘密保護上数値を公表しないもの

④ 商工業

南九州西回り自動車道水俣 I C までの延伸や光情報通信網の整備など、社会インフラ整備が進み、利便性が高まる一方で、インターネット通販の普及による購買力の流出、生活圏の拡大や各種産業のグローバル化、経済情勢の著しい変化など、本町の商工業を取り巻く環境は大きく変化している。

特に小規模事業者においては、急激な人口減少、地域経済の低迷といった構造的な問題による売上げ減に加え IT やデジタル技術に精通した人材が不足しており、DX による業務の効率化が進んでいないなど新たな課題にも直面している。また、経営者や労働者の高齢化、担い手不足による事業継承の問題などの課題を抱えており、人材マッチング及び確保に向け、事業者と関係機関が一体となった取組を行う必要がある。

工業の活性化は、設備投資や雇用の増大など地元経済に及ぼす影響は極めて大きい。高速道路の整備により輸送事情は大きく改善されたものの、経済情勢の変化が著しい状況にあって今後も製造業のみならず、その他の業種にも誘致対象を広げ、積極的に本町を売り込んでいく必要がある。

工業の動向（工業統計調査）

区分	平成 30 年			令和元年		
	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食料品	9	166	226,536	8	155	217,088
飲料	1	6	X	1	5	X
繊維	1	126	X	1	127	X
木材	3	44	57,073	3	40	64,573
家具	—	—	—	—	—	—
印刷	2	13	X	2	12	X
化学	—	—	—	—	—	—
プラスチック	1	27	X	1	27	X
窯業・土石	4	182	944,063	3	174	1,082,605
金属製品	3	42	55,644	3	43	69,231
電子部品	—	—	—	—	—	—

電気機器	—	—	—	—	—	—
その他	2	54	×	2	54	×
総数	26	660	1,511,199	24	637	1,753,938

※従業員4人以上事業所の集計

※「×」…統計秘密保護上、数値を公表しないもの

商業の状況（商業統計調査、経済センサス）

区 分	商店数	常時 従業者数(人)	売り場 面積(m ²)	年間商品販売 額(百万円)	その他の 収入(万円)	商品手持額 (万円)
平成6年	364	1,458	17,269	22,896	55,163	196,711
平成9年	343	1,312	17,225	21,298	69,225	165,886
平成14年	313	1,287	19,309	16,507	27,563	134,161
平成16年	289	1,195	17,058	14,963	—	—
平成19年	267	1,145	17,166	15,955	26,240	110,308
平成24年	213	1,073	16,719	13,843	38,934	94,445
平成26年	198	1,265	16,818	14,166	63,313	—
平成28年	164	992	18,042	15,236	—	—
令和3年	137	888	—	14,166	—	—
卸売業	19	71	—	85,100	—	—
各種商品小売業		—	—	—	—	—
繊維・衣服・身の回り小売業	6	16	150	3,800	—	—
飲食品小売業	39	311	8872	446,900	—	—
機械器具小売業	14	52	363	49,500	—	—
その他の小売業	53	379	9021	525,700	—	—
無店舗小売業	6	59	—	81,200	—	—

⑤ 情報通信産業

光情報通信網の拡充やICT化の機能が進み、場所にとらわれず仕事ができる環境が整うようになってきた。

本町においても、廃校となった学校や公共施設の空きスペースを活用したサテライトオフィスを整備し、IT企業の誘致を推進し、現在、企業が企業を呼ぶ好循環が生まれている。進出したIT企業と町や地域住民、商工事業者が連携し、防災、観光、農業等をはじめとする各分野の地域課題解決に取り組んでいる。今後も引き続きこの取組を推進し町のブランディングに繋げていく必要がある。

また、本町はIT人材が不足しており、IT企業と連携しながら若年層や女性などの人材育成を図り、地域全体でICT活用の機運を高めていく必要がある。

⑥ 観光

本町の観光は、夏季の海水浴シーズンを中心とする季節型観光が主力を占めており、観光客の大半が通過型や日帰り型となっている。

御立岬公園や芦北海浜総合公園などのレクリエーション施設をはじめ、観光うたせ船や温泉、佐敷城跡に代表される歴史資源、豊富な食材・特産品をそろえた道の駅など、様々な観光資源を有しているが、体験型観光やテーマ型観光が増え、旅行形態も個人・グループによる短時間の観光が主流となるなど、観光ニーズも多様化・広域化している状況にある。

本町の多彩な観光資源を有効に活用し、広域的な連携を深める中で、観光客のニーズに対応した観光ルートの設定やインバウンド対策、さらにはフットパスやSUPといった新たな観光資源を取り込み、複合的で魅力あふれる観光地の形成が求められている。

また、GX・DXの潮流を踏まえ、デジタル技術や脱炭素の取組を活用した新たな産業・サービスの創出に取り組むことも重要な課題となっている。

観光入込客数の推移（商工観光課調べ）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
日帰り	1,240,203	699,657	893,450	930,757	798,671	788,784
宿泊	67,333	35,337	37,683	43,601	192,981	183,736
合計	1,307,536	734,994	931,133	974,358	991,652	972,520

（２）その対策

① 農業

ア 新たな担い手の確保

関係機関と連携し新たな担い手を確保するため、相談から就農、定着までの支援や就農フェア・相談会への出展を行うとともに、経営開始資金及び経営発展支援事業の補助金を活用し新規就農者の支援を図る

イ 経営基盤強化

省力化機械やスマート機器の導入を推進し、農作業省力化・生産物の高品質化を図ります。また、果樹生産の根幹となる苗木導入や既存ハウスの長寿命化などの推進及び新規品種の導入による基幹作物の補完を行い、農業所得の向上を図る。

ウ ほ場整備の推進

農地の区画整備により、小区画で分散した不整形な農地を集め、大区画のほ場に形を整え、併せて農道や用・排水路の整備を行うことで、農業生産性の向上や担い手の確保などを図る。

エ 農地の保全と活用

農地の利用促進と遊休農地の抑制を目的に、集落協定等を結び、中山間地域等直接支払交付金等の国県補助事業を活用することで、優良農地の保全を図ります。

また、農地を集積し効率的に営農することで、遊休農地や耕作放棄地の未然防止に努める。

オ 特色ある農畜産業の振興

本町の農業の持続的な発展と産地の創造を目的とし、地域の強みをいかした「稼げる農林漁業」の実現に向けて、オリーブ等の新たな農畜産物の生産・導入を図る。また、地域の牛肉ブランドとして定着しているあしきた牛については、産地を維持しながら、販売促進を拡充し活性化を図る。

カ 有害鳥獣被害対策

有害鳥獣の侵入を防止するため、農作物を対象とした防護柵の設置を支援します。また、狩猟免許取得及び有害鳥獣の捕獲に対しても継続して支援を行い、有害鳥獣の捕獲を促進することで農作物被害の減少を図る。

② 林業

ア 林業振興体制の強化

「芦北町森林整備計画」及び「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」に沿って、森林施業の効率化を図るとともに、森林組合、自伐型林家をはじめとする森林管理施業者と森林所有者の連携協力のもと森林管理に努める。

イ 森林整備の推進

森林所有者の管理意欲及び森林の詳細を正確に把握するとともに、間伐を中心とした持続可能な森林整備を促進し災害に強い森林の適正管理を行う。

ウ 担い手確保・育成に関する支援

新たな担い手確保のため、芦北町の自伐型林業の取り組みをPRするとともに、林業関係の研修会を開催し知識や技術習得のための支援を行う。また、森林施業の中心的役割を担う森林組合の人員確保に対する支援を行う。

エ 林業生産基盤整備の推進

林業経営の安定化や効率化及び労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入やスマート林業の推進及び林道・作業道等の生産基盤の整備に努める。

オ 有害獣の捕獲強化

林業者の経営意欲の減退を軽減するため、有害獣の捕獲に対する支援を継続して行き、捕獲強化を図る。

③ 水産業

ア 漁業振興体制と漁業経営の安定化

芦北町漁協を中心とした関係機関と連携を図り、漁家の経営安定のための支援に努め、ガザミ、ヒラメ、マダイ、エビ等の稚魚放流を行うなど水産資源の増大と安定を図ります。また、内水面の資源増加と漁獲量安定のため、アユ等の稚魚放流及び育成に努める。

イ 漁業後継者の確保及び育成

芦北町漁協を中心として栽培型漁業を確立するなど、漁業経営の安定化を図るとともに、加工製品等の開発、販売など6次産業化への取組を進め稼げる漁業を展開し、後継者の育成及び新たな担い手の確保に努める。

ウ 育てる漁業の推進

県水産研究センター等の研究機関と連携を深め、クマモトオイスターや芦北産マガキの養殖技術の確立や産地形成を促進するとともに、アサリ貝の被覆網保護などにより育てる漁業を推進する。

エ 海業の推進

芦北産海産物の魅力や価値をPRするとともに、地域資源を活用した加工製品の開発やえび庵を中心とする海業の推進により交流人口の増加を図る。

オ 漁業施設整備の推進

老朽化した漁業施設の維持、補修等の支援を行うとともに、漁港施設の計画的な整備を図る。

カ 地域ブランドづくりの推進

GI登録の田浦銀太刀に対する支援を行うとともに、釣りサワラ、アジアカエビ、芦北産マガキや芦北産アサリの漁獲量の安定や品質向上への取り組みを支援する。また、地域ブランド化に向けて、関係機関と連携を図るとともに販路開拓を進める。

キ 漁場の環境保全

芦北高校、芦北町漁協及び関係機関・企業等と連携し、アマモ場の再生を図るとともに、海底耕うん等により漁場の環境保全への取組を支援する。

④ 商工業・情報通信産業

ア 事業承継対策

経営者の高齢化に伴い、商工会と連携して事業承継の支援を行うことで、廃業を防止し、事業継続につなげる。

イ 起業・創業・スタートアップ支援

商工会と連携して創業支援・スタートアップ支援を行い、自発型の商工業の活性化を図る。

ウ 働く人材の育成

働く人材の確保と、スキル向上のため、テレワーク人材育成、デジタル人材育成、中小企業者リーダー・従業員育成、リスクリング支援等を実施する。

エ 事業者の生産性の向上と雇用者の賃金上昇

企業の人員不足への対応と生産性向上のため、商工会と連携してDX等の支援を実施する。

また、雇用者の賃金アップにつなげるための支援も行う。

オ 商工事業者の持続可能な振興

町内の地域経済を支える商工事業者の持続可能な振興を図るため、商工会が行う事業を支援する。

カ 企業誘致の推進

サテライトオフィスや遊休施設を活用した企業誘致を推進し、若者や女性にとって魅力ある企業や付加価値の高い産業の誘致を図る。

キ 誘致企業との地域連携強化

地域課題解決に向けて、人材育成や情報発信など、誘致企業との地域連携の強化を図る。中長期的視野での人材の発掘や育成に取り組むとともに、八代市などと連携した広域的な人材確保、育成を推進する。

ク 進出企業社員の住まいの確保

企業向け社宅制度の支援や住まいの情報提供、進出企業社員が町内に定住しやすい環境づくりに努める。

⑤ 観光

ア 観光周遊ルートの開発及びイベントの開催

御立岬公園、芦北海浜総合公園等の観光施設、えび庵、たばくまん、大野温泉センター等の食事施設、御立岬公園マリンハウス等の宿泊施設等を繋ぐ周遊ルートを開発するとともに、定期的にイベント等を開催し、観光客の誘客に努める。

イ 観光資源（観光施設、特産品）の活用

町内観光施設等への誘客を促進するため、うたせ船及び他資源を活用し、更なるサービス提供の充実を図る。

また、引き続き岬の御塩や真っ清水等の特産品のPRを行い、県南フードバレー推進協議会とも連携し観光施設等の売上増加を図る。

ウ 広域連携による観光資源、観光ルートの確立

定住自立圏（八代市・氷川町・芦北町）及び水俣・芦北観光応援社（水俣市・津奈木町・芦北町）と連携し、「体験＋食＋温泉＋宿泊等」、また、肥薩おれんじ鉄道等の公共交通を絡ませた長期滞在型の観光ルートの確立を図る。

また、TSMC 関連にみるインバウンド誘致にも取り組みます。

エ 町観光協会を活用した情報発信、イベント等の充実

芦北町観光協会のホームページ、熊本市内向け情報誌等の様々な媒体を活用し、芦北町の知名度の向上を図る。

また、「放課後ていぼう日誌」を活用したスタンプラリー等、観光協会独自のイベントの充実を支援し、観光客の増加を図る。

オ 町有観光施設等の整備・強化

町有観光施設を維持するため、定期的な点検と改修を行い、安定した観光客の確保に努めるとともに、時代のニーズに応じたアクティビティ施設等を取り入れることにより、新規観光客及びリピーター客の獲得を図る。

また、あしきたマリンパークビーチ帯の利活用を図り、交流人口拡大や地域製品の消費拡大、安定した雇用、所得向上に向けた取組みを検討する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備			
	農業	用排水路改良費助成事業 中山間地域総合整備共同事業（芦水地区） 農業競争力強化基盤整備事業 農業農村整備事業	町 県 県 県	
	林業	小規模園地基盤整備事業 作業道改良費助成事業 林道・作業路整備（舗装）支援事業	個人、農業団体 個人 個人	
	(2) 漁港施設	漁港維持管理事業 漁港海岸消波ブロック設置事業 水産物供給基盤機能保全事業 海岸保全施設整備事業	町 町 町 町	
	(3) 経営近代化施設	農業 水産業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 漁船機械修繕事業	J A 漁協
(9) 観光又は レクリエーション	芦北海岸周辺施設整備事業 芦北海浜総合公園施設長寿命化事業 あしきたマリナーパーク再整備事業 町有観光施設等整備事業	町 町 町 町		
(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	農林漁業経営支援事業 農林漁業担い手対策事業 多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払事業 芦北町中山間地域農地集積促進事業	個人等 個人等 集落組織 集落組織 集落組織		

		有害鳥獣被害防止等対策事業	個人、集落組織
		芦北町耕作放棄地解消促進事業	町
		農林水産物ブランド化推進事業	JA、漁協
		畜産堆肥循環利用促進事業	個人
		再造林・間伐等促進事業	森林組合等
		森林環境保全整備事業	森林組合等
		自伐型林業推進事業	個人
		芦北町木造住宅建築支援事業	個人
		木育推進事業	町
		新たな森林管理システム	町
		魚介類放流事業	町
		水産基盤整備交付金事業	町
		芦北町エビ類陸上養殖試験事業	町
		内水面漁業振興支援事業	内水面漁協
	商工業・6次産業化	商工業経営支援事業	事業者
		中小企業人材育成・副業人材活用支援事業	町
		中小企業者等持続化事業	町
		温泉塩製造・販売事業	町
		商工業振興支援事業	商工会
		GXを軸とした地域活性化推進事業	町
		あしきた未来フェス支援事業	町
		組織横断型研修プログラム構築事業	町
		中小企業経営DXモデル事業	町
		情報発信力強化・DX推進支援事業	町
		起業創業資金利子補給事業	町
		特産品開発・販促推進事業	町
	観光	観光振興事業	町
		シトラス観光圏推進共同事業	町(定住自立圏)
		うたせ船保存対策支援事業	町
	企業誘致	企業誘致事業	町
		企業立地促進支援事業	町

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦北町全域	農林水産物等販売業、 製造業、旅館業、情報 サービス業等	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

なお、産業の振興については他市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会の進展に伴って業務の効率化やサービスのオンライン化が進み、時間や場所を問わず、瞬時に情報収集や情報交換ができるようになった。人口減少や過疎化が進む本町においても、ICTは住民サービスの向上に必要な不可欠であるとともに、暮らしの利便性向上や新たな働き方・学び方の創出、地域ビジネスの振興につながる重要な基盤である。本町は、町内全域に光通信基盤を整備しており、更なるICTの活用が求められる。

特に、ICTの活用の遅れは産業、医療、教育など他分野のサービス水準や利便性にも影響しており、誰一人取り残さないデジタル化の推進が課題となっている。

(2) その対策

① ICT活用による地域活性化

ア ICTを活用した課題解決と地域活性化

誘致企業などと地域連携を強化しICTの活用により、買い物や生活情報の伝達、医療・福祉・介護など様々な分野の地域課題の解決に向けて取り組む。

イ 住民のデジタル活用支援

高齢者や障がいのある人などデジタル機器の利用に不慣れな住民に対して、スマートフォン講座や相談窓口の設置等により、誰一人取り残さないデジタル化を推進する。

② 行政のDX化

ア デジタル人材の確保・育成

行政のDX化を推進するには、デジタル人材の確保・育成が必須である。職員一人ひとりがデジタル変革を自分事として捉え、自らの業務、住民へのサービスの価値と繋げて考えることが出来る人材を育成する。

イ 業務効率化のためのデジタルツールの導入

行政事務のデジタル化にあたっては、サービスの提供方法やプロセスを見直すBPRの取り組みを推進するとともに、電子決裁やデータベース管理などのソフトウェア、モバイル端末などのハードウェアを継続的に導入することにより業務効率化を図る。

ウ 電子申請フォームの拡充による住民サービスの向上

これまでの各種申請やアンケートの回答、参加申込みなど紙の申請で行っていたものをスマートフォンやパソコンで申請を完結させることにより、住民の利便性の向上を図る。

エ デジタル化社会に対応したシステムとネットワーク

地方公共団体情報システムの標準化への移行、eTAXを活用した公金収納のデジタル化などデジタル社会の高度化へ対応する。また、変化の早い社会に対応するため、高度なセキュリティと迅速な対応が可能となるネットワークを構築する。

オ データ利活用の推進

DXを通じて得たデータ等を最大限に活用し、オープンデータの利用を拡大するとともに、データを可視化するためにGISを導入し、データの利活用を推進する。また、EBPMの手法を用いて政策立案の最適化を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	防災情報通信基盤整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国道、県道及び町道

本町を縦貫する南九州西回り自動車道と、これに並行して南北に走る国道3号は、町民の生活のみならず経済活動や観光面においても重要な役割を担っている。

本町は、日常生活や急病・負傷者発生による緊急時等、車両への依存度が高く、国道・県道・町道は、地域内や地域間の交流のための重要な社会基盤である。今後も整備を促進するとともに、老朽化した橋梁・トンネルも含め、道路の維持補修については安全対策を優先し、計画的かつ確実に推進していく必要がある。

また、令和2年7月豪雨では、町内各所で法面崩落や土砂流出、路面冠水などにより交通基盤に甚大な被害が発生し、住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼした。住民の生命や財産を守るため、防災・減災、また国土強靱化の観点からも道路の整備・維持、災害時の交通網の確保が強く求められている。

道路現況（令和7年4月1日）

区分	路線数	実延長 (m)	舗装状況	
			舗装済 (m)	舗装率 (%)
西回り自動車道	1	15,955	15,955	100
国道	1	18,670	18,670	100
県道	11	128,342	128,342	100
町道	537	376,430	361,547	96.0
計	550	539,395	524,512	97.2

② 農道

効率的な農業経営のためには、作業車や運搬機械などの利用が不可欠であり、農道は農地管理や農産物の輸送道路として重要な役割を果たしている。本町では、改良や舗装が進んでいない箇所が多く、町道や生活道路との連携を考慮しながら、今後も引き続き整備を進める必要がある。

③ 林道

林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、非常に厳しい状況にあり、適切な森林施業ができない状態が続いている。林道整備により、労働力の軽減や作業効率化に努め、林業経営の安定化を図る必要がある。

④ 公共交通

本町の公共交通は、地域間交通としての鉄道交通・路線バス、地域内交通としてのふれあいツクールバス・予約型乗合タクシーで構成されている。

鉄道交通は肥薩おれんじ鉄道線とJR肥薩線、民間事業者による路線バスは2系統があるが、沿線人口の減少などに伴い利用者が減少し、運行に係る経費は増加傾向にある。

ふれあいツクールバスは、路線バスの廃止路線を補完するため、スクールバスの空き時間を活用した町のコミュニティバスとして運行している。予約型乗合タクシーは、山間部と町中心部を連絡する運行を行っている。

これらの公共交通は、通院・買物・通学など日常生活の移動手段として重要な役割を担っているが、依然として、公共交通サービスがない交通空白（不便）地域が存在している。今後も、通院や買物などの移動手段を自ら確保することが困難な住民に加えて、高齢化によりバス停まで行くことができない高齢者も増加すると予想され、公共交通の重要性はさらに高まっている。今後は、運転免許の返納が進む高齢者や障がい者等にとっても利用しやすい新たな移動手段の確保が重要な課題となっている。

（２）その対策

① 国道、県道及び町道

- ア 国・県と連携して道路網の整備を推進する。
- イ 老朽化した橋梁やトンネル及び路面舗装の点検調査を実施するとともに、計画的な維持補修に努める。
- ウ 災害時における安全な避難路を確保するため、道路の嵩上げや排水路等の改修を行う。
- エ 排水施設が稼働している時の現地情報が速やかに確認できるよう、情報通信技術の活用を検討する。

② 農道

- ア 適宜、路面の舗装と農道の改良を進めていく。

③ 林道

- ア 林業経営の効率化を図るため、林道整備を進める。

④ 公共交通

- ア 鉄道交通は、沿線自治体等で構成される各協議会の活動により利用促進を図る。
特に肥薩おれんじ鉄道は、利用しやすい運行間隔や接続の改善、サービス向上を図ることで快適な移動を実現し、駅周辺を核としたまちづくりや観光・商業の活性化を推進する。また、老朽設備の更新・機能向上により安全・安定輸送を確保し、さらに関係者と連携しマイレール意識の醸成に取り組むことで、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す。
- イ 民間事業者の路線バス運行を支援する。
- ウ ふれあいツクールバスと乗合タクシーは、AIなどを新たな交通システムを活用することで、利用者ニーズに柔軟に対応し、利便性の向上を図る。また、鉄道交通との乗継利便性の向上に努める。

	A I オンデマンド交通運行事業 公共ライドシェア運行事業 地方バス路線維持事業 肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業	町 町 産交バス（株） 肥薩おれんじ鉄道（株）
--	--	----------------------------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 令和2年7月豪雨災害対応

道路や河川などの被災箇所復旧の早期完了を図り、創造的復興の視点を取り入れ、再生と強靱化を図る必要があります。また、地域の理想とする将来像を意識し、限られた財源や人的資源を最大限に有効活用しハード・ソフト面から災害対策の推進を図ります。これまで培ってきた地域コミュニティを再建し、地域における「自助」と「共助」の底上げが必要です。次の災害に備え、地区の防災計画や支え合いマップ、防災避難マップを作成・活用し、防災訓練の実施などの防災対策を万全なものとする必要があります。

② 水道施設

水道事業については、水道普及率（令和6年度水道統計）は76.0%であるが、人口減少に伴い水道事業は拡張から維持管理が主流となっている。浄水場や配水池、導水管・送水管及び配水管などの主要施設は経年劣化によって更新の時期を迎えており、施設の耐震化や利用者ニーズに対応した施設整備を行う必要がある。また、水道施設が未整備の地区については、飲料水供給施設の整備等による安全な水の確保が必要である。

③ 生活排水処理施設

生活排水処理施設については、家庭や事業所からの汚水による環境汚染防止、快適な生活環境の保全・整備を行うことを目的に、農業集落排水事業と浄化槽設置整備事業により整備しているが、水洗化率（令和5年度一般廃棄物処理実態調査）は、84.4%で全国平均96.3%を下回っており、これまで以上に農業集落排水処理施設へのつなぎ込みや浄化槽設置を推進する必要がある。

また、処理場などの主要施設は、経年劣化によって更新の時期を迎えており、効率的な施設の整備が必要である。

施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、今後、経営環境がますます厳しくなる中、経営状況を正確に把握し、事業運営の効率化や健全化を図る必要がある。

④ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、水俣芦北広域行政事務組合により広域的に実施しているが、広域化により不要となった施設が残されており、環境への影響を考え、解体を含めた適正な管理が課題となっている。

また、災害に備えた廃物の処理マニュアルの作成を行う必要がある。

⑤ 公営住宅

公営住宅については、住宅施策の中心的なものとして町民生活の安定と向上に貢献してきた。小規模団地が点在し、建設後40年を経過する住宅も多く、経年劣化が進んでいるため、建替えや計画的な改修により長寿命化を図る必要がある。また、併せてさらなる入居者の高齢化が進むことが予測されるため、バリアフリー化や誰もが過ごしやすい住環境の整備が必要である。

⑥ その他

防犯については、高齢者世帯や空き家の増加など、犯罪の温床とならぬよう、防犯意識の高揚を図りつつ、関係機関と連携して地域ぐるみの防犯対策を強化する必要がある。

住宅所有形態（平成27年国勢調査）

区分	持ち家	公営住宅	民間借家	給与住宅	間借り	その他	合計
戸数(戸)	5,331	551	404	109	38	13	6,446
比率(%)	82.7	8.5	6.3	1.7	0.6	0.2	100.0

町営住宅（令和7年4月1日）

区分	公営住宅	特定公共賃貸住宅	一般住宅	合計
戸数(戸)	585	65	15	12

(2) その対策

① 令和2年7月豪雨災害対応

ア 防災力の向上

災害の教訓を活かし、地域防災計画等の見直しのほか、防災拠点施設の整備を通して、災害救助におけるオペレーションや物資輸送の迅速化、効率化を図り、町の防災力を向上させ、安全・安心があたりまえにある暮らしを実現する。さらに、地区や学校で防災講話・防災教育を実施し、住民の防災意識の向上を図る。

イ 社会基盤の復旧・復興及び強靱化

被災した道路や河川等の社会基盤の復旧・改良の早期完了に向けて引き続き取り組むとともに、砂防対策等の防災事業を進め、強靱かつ柔軟性をもった基盤整備を進め、安全・安心のグレードアップを図る。

ウ コミュニティの維持・再生

地域コミュニティの維持・再生は、災害時に大きな役割を果たす重要な要素であるため、自助や共助に繋がる取組を支援し、災害に強いコミュニティの形成を図る。また、地区主体による防災訓練を推進し、いつでも誰でも早期避難できる体制をつくり、「逃げ遅れゼロ」の実現を目指す。

② 水道施設

ア 施設・管路の適正な更新と耐震化の促進

更新事業費の平準化を図り、施設更新については、給水人口が減少していく将来を見越して、各施設を適正な規模へ縮小するなどのダウンサイジングを行うとともに、管路更新についても更新管口径の見直しを行うことで、更新コストの削減を行う。

また、すべての管を耐震化するには莫大な費用と時間を要するため、重要度・優先度を考慮しながら計画的に進め、災害に強い水道を目指す。

イ 有収率の向上

水の安定供給を維持するためには、有収率（浄水場で作られた水量と実際に家庭等の蛇口から出て使われた水量の割合）向上対策は重要課題であり、今後も定期的な漏水調査、早期修繕を実施し、漏水対策を行う。

ウ 健全経営の継続

引き続き、維持管理費等の抑制、適正な水準での給水収益を確保し、経営の健全性、効率性を維持し、併せて水道施設の更新及び耐震化等に必要な資金を確保する。

エ 水道水の品質管理

安全、安心な水道水を供給するため、水源から浄水場、配水池を経て、蛇口に至るまでの各段階で適切に水質管理を行う。

安心して利用してもらえるよう、信頼性の高い水質を維持する。

オ 飲料水供給施設の支援

山間地等の小規模集落については、安全で安定した水の供給ができるよう、飲料水供給施設等の整備に対し、支援を行う。

③ 生活排水処理施設

ア 農業集落排水処理施設の老朽化対策

平成 30 年度に策定した「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、施設の長寿命化対策として、躯体の防食・防水や機械設備の更新等を行う。芦北処理場以外は大型浄化槽への転換を図り、維持管理費を抑制し、適切な維持管理に努める。

イ 農業集落排水処理施設へのつなぎ込み推進

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、環境基盤整備と公衆衛生の向上及び経営の安定を図るため、農業集落排水処理施設へのつなぎ込みを推進する。

ウ 農業集落排水処理施設への不明水流入対策

農業集落排水処理施設への不明水流入調査及び対策工事を行い、流入量を削減することで適正な污水处理に努める。

エ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、快適で衛生的な居住環境確保のため、合併処理浄化槽設置整備事業の推進に努める。

オ 使用料金徴収率の向上（農集排、浄化槽）

適正な事業経営に基づき、利用者の公平性を保ち適正な運営を行うため、未納者に対し、通知文書の発送や夜間徴収を行い、使用料金の滞納削減に努める。

④ 廃棄物処理施設

ア 自然環境の保全

多様な生態系の保護に努め、自然環境と快適な生活環境の保全を図る。

ほたる保護監視員制度を維持し、ほたるの保護活動に努める。

また、住民や事業者が主体となって行う清掃などの環境活動を積極的に支援する。

イ 不法投棄の防止

ごみの不法投棄に対しては、家庭や学校、事業所等での環境教育や啓発活動を進め、環境に対する意識の醸成を図るとともに、環境衛生巡視員制度を維持し、パトロール活動を通して不法投棄の防止に努める。

ウ ごみの減量化とリサイクルの推進

環境への負荷を軽減するため、ごみ減量などの啓発活動を促進し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）による循環型社会を推進する。

エ ごみ処理施設の適正な維持管理

水俣芦北広域行政事務組合との連携強化を図り、ごみの適正処理に努めます。

芦北町清掃センター田浦事業所の焼却施設解体を適正に推進する。

⑤ 公営住宅

ア 計画的な改修と利便性向上

入居者の安全で快適な暮らしを提供するため、計画的な改修を行うとともに、4階建て住宅にエレベーターの設置を検討するなど居住環境の向上を図る。

イ 住宅の建替え

老朽化した住宅を高齢者や障がい者、幼児や妊婦等、あらゆる入居者が安全に暮らせる住宅として整備を図る。

また、建設用地については、令和2年7月豪雨で被災した地域の活性化に繋がるよう、災害跡地の活用も含めて検討する。

⑥ その他

- ア 住宅需要に応じた宅地開発の検討や遊休公有地の活用を検討する。
- イ 公共施設を中心に防犯設備の設置を推進するとともに、地域の実情に応じて設備の設置を支援する。
- ウ 恒常的に冠水等の被害を受ける地区については、強制排水施設を整備するなど住民の安全を確保する。
- エ 防犯、防災、生活環境の向上のため、空き家対策に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道 その他	水道施設更新事業 飲料水供給施設整備支援事業	町 水道組合	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	芦北地区農業集落排水処理施設更新事業 米田地区農業集落排水処理施設更新事業 花岡東地区農業集落排水処理施設更新事業 女島西地区農業集落排水処理施設更新事業 内野地区農業集落排水処理施設更新事業 浄化槽設置費助成事業	町 町 町 町 町 個人、事業者	
	(3) 廃棄物処理施設	清掃センター田浦事業所焼却施設解体事業 ごみ処理施設整備事業	町 広域行政事務組合	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 救助工作車整備事業 積載車整備事業 小型動力ポンプ購入事業 消防車両整備事業 防災拠点センター整備事業	町 広域行政事務組合 町 町 広域行政事務組合 町	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業 地域優良賃貸住宅建設事業 公営住宅建替事業	町 町 町	
	(7) その他			

	排水対策事業	町	
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業			
生活	ごみ収集所施設整備費助成事業	行政区	
	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	個人	
防災・防犯	自然災害防止事業	町	
	急傾斜地崩壊対策共同事業	県	
	住宅耐震化促進支援事業	個人	
	防犯灯設置支援事業	個人、町	
	防犯カメラ設置事業	個人、町	
	感震ブレーカー・住宅用火災警報器設置支援事業	個人	
	地域防災力強化支援事業	行政区など	
	老朽危険空家等除却促進事業	個人	
	芦北町地区内排水路整備事業	個人等	
	治山事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境

増大・多様化する町民のニーズを的確に把握し、きめ細かく対応するため、適切な教育・保育サービスの提供が求められている。

- ・ 誰もが安心して子育てできるように、子育て中の家庭の経済的負担軽減に継続して取り組んでいく必要がある。

少子化の進行、共働き家庭の増加に加え、家庭環境や地域におけるこども・子育てをめぐる環境は大きく変化している。こうしたことを踏まえ、ひとり親家庭等の支援が必要な子育て世帯についても、適切な支援の実施が求められている。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもからの様々な相談や、増加傾向にある児童虐待に対して適切な対応を行うため、相談支援体制の整備と充実が求められている。

- ・ 保護者が働きやすい環境を作るために、安心してこどもを預けることができる環境を整備することが求められている。
- ・ こどもが安心して遊ぶことができる場所の確保にも取り組んでいく必要がある。

出生数（熊本県推計人口調査）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生者数（人）	70	92	62	65	55	49

② 高齢者、障がい者の保健及び福祉

令和7年10月現在、本町の高齢化率は48.0%と、県内平均の32.6%を大きく上回る状況となっている。一人暮らしの世帯や高齢者のみの世帯は年々増加が見込まれ、身寄りのない高齢者や孤独死などが問題となっている。医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが生涯にわたり、安心して暮らせるよう切れ目のないサービスの確保を目指した体制づくりが求められる。

また、近年、障がい者の高齢化及び障がいの重度化がみられ、障がい者を取り巻く福祉ニーズが多様化している傾向にある。障がいに対する理解の促進や、障がいのある人が主体性と自主性を確保し、その能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加できるような施策の推進が必要である。

高齢者数の推移（熊本県推計人口調査）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口（人）	16,189	15,811	15,245	14,823	14,363	13,956
高齢者数（人）	7,125	7,141	6,946	6,876	6,764	6,671
高齢化率（%）	44.0	45.2	45.6	46.4	47.1	47.8

③ 健康づくり

町民一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯現役・健康寿命の延伸を目指し、それぞれの健康状態に応じた健康づくりを推進することが必要である。

(2) その対策

① 子育て環境

ア 教育・保育サービスの充実

町内保育所等との連携強化及び保育の質向上のため、町独自の研修や県等が実施する研修の情報提供、定期的な監査を継続して実施する。また、保育士の業務負担軽減と離職防止及び保育人材の確保を目的に、保育補助者の雇上等に関する補助や、保育所等と小学校の円滑な接続を図ることを目的とした連携事業等の継続した実施に努める。

イ 地域における子育て支援体制の充実

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子ども・子育て支援事業等の更なる充実を図るとともに、病児保育事業の実施について検討するなど、子どもを安心して預けられる環境づくりを進める。また、放課後子ども教室についても継続して実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

ウ 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯の経済的負担軽減のため、子ども医療費及び副食費の助成、保育料の完全無償化、学校給食費の無償化、放課後児童クラブの利用料減免等の継続した実施に努める。また、子ども医療費助成事業については、より利便性の高い事業となるよう、検討する。

エ 支援が必要な子育て世帯への支援

ひとり親家庭が安心して子育てができるよう、医療費の助成や児童扶養手当等に関する対応、母子寡婦福祉連合会への支援等の継続した実施に努めるとともに、こどもの貧困対策についても検討する。

オ 子育て世帯等や児童虐待に関する相談支援体制の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、相談支援を行うこども家庭センターの設置により、出産前から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、児童虐待等に関しては、児童相談所等の関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、解決に向けた取組を実施する。また、ヤングケアラーの把握と支援についても検討する。

カ こどもの健やかな成長を支える環境の充実

子どもたちが安心して過ごせる環境を確保するため、保育所等の施設整備及び安全対策・防犯対策に対する支援に努める。

公的施設においては、あらゆる世代が集う場として、コミュニティセンター内の図書館や子どもの広場の適正管理と活用に努める。

また、児童館については老朽化が進んでいることから、廃止及び隣接する施設との機能統合等も含めて総合的に検討する。

② 高齢者、障がい者の保健及び福祉

ア 健康づくりと介護予防の推進

健康づくりや介護予防に関する周知・啓発により健康維持の意識喚起を行うとともに、健康づくりや自立支援、介護予防・重度化防止に関する取組を総合的に推進し、地域活動の促進に努め、健康寿命の延伸を目指す。

イ 社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりと心身の健康の維持のために、社会参加・地域参加の促進や就労機会の創出に努める。また、高齢者の社会参加・地域参加により、誰もが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現を目指す。

ウ 包括的支援事業の推進

高齢者が安心して生活を続けられる地域づくりのために、在宅において適切な医療・介護が受けられる包括的な支援体制の整備と、多職種が連携して支えるネットワークの構築、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

エ 認知症施策・権利擁護の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、早期発見・早期支援に努め、認知症に関する周知・啓発や認知症サポーターの養成等、地域に対する取組を行い、認知症の人とその家族が安心して生活できる地域環境づくりを推進する。

また、法的な権利擁護や虐待防止を推進し、高齢者の尊厳を守る。

オ 地域の支え合いと安全・安心なまちづくり

生活支援サービス等の地域資源の開発や、バリアフリーの推進、高齢者に適した住まいの確保、緊急時の避難体制の整備、犯罪から守る取組など、地域で安心して自立した生活を営めるよう、生活環境の整備・充実に努める。

また、災害時における特別な配慮が必要な要支援者の避難確保を図るため、福祉避難所との連携を強化する。

カ 介護サービスの充実と介護人材の確保

中長期的に安定した介護サービスの提供のために、介護給付の適正化や介護人材の確保、介護ロボットやICTを活用した効率的な業務運営や事業所支援など、介護サービス基盤の整備に努める。

キ 町民への障がい理解及び障がいを理由とする差別解消の取り組み

自立支援協議会構成団体と協力して、障がいのある人となない人が、お互いを理解しあうイベントの実施等を通し、障がい理解を広げるとともに、障がいを理由とする不利益な取扱いを受けることがないよう啓発等に努める。

ク 障がい者相談支援体制の充実

現在の障害者（委託型）相談支援事業に加え、総合的・専門的な相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを圏域で設置し、地域における相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材の育成の支援を実施し、相談支援体制の充実を図る。

ケ 障がい児等の支援の充実

障がい児が、身近な環境で適切な療育を受けられるよう福祉・教育等の関係者の連携を図る。また、各関係機関連携により、障がい児等に対し、ライフステージに沿った伴走型支援を行うことで、将来の生活力の向上、自立と社会参加を図る。

コ 障害福祉のシステムづくりの中核役割を担う自立支援協議会の充実

地域の障害福祉に関する課題を関係者で共有し、その課題を踏まえて障害福祉に関する基盤の整備を進めていくための中核的な役割を果たす協議の場を開催する。また、芦北町に係る障がい者プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく施策を推進する。

サ 各障がい者団体への支援

身体障害者福祉連合会、手をつなぐ育成会及び精神障害者家族会に対し、精神的サポート・自立のための情報交換・障害福祉施策及び活動の充実を図る。

シ 障害福祉サービス事業所の物品優先調達の推進

障害者就労事業所からの物品及び役務などの調達において、優先的な調達を推進し、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を促進する。

ス 障害福祉関連施策の充実

障害（児）福祉サービスをはじめ、障がいの特性やニーズに応じた障害福祉関連施策を引き続き提供するとともに、手話奉仕員養成講座や、ペアレント・プログラム講座など、更なるニーズに対応ができるよう障害福祉関連施策の充実に努める。

③ 健康づくり

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防

身体活動や栄養・食生活、飲酒、喫煙など生活習慣病に関する正しい知識の啓発と健診の受診勧奨及び健康診査を実施する。また、併せて、生活習慣の改善の必要な人に対して、重症化予防に取り組む。

イ がんの予防とがん検診の充実

がん検診の意義や目的等に対する正しい知識の普及に努め、検診受診率の向上を図り、併せてがん予防に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。また、がん検診精密検査の受診勧奨を強化する。

ウ 栄養・食生活、食育の推進

生活習慣病の予防や重症化予防のため、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、健診や健康教室などの場を活用し普及啓発に取り組む。

エ 睡眠・休養とこころの健康づくり

睡眠に関する正しい知識の普及啓発やメンタルヘルスケア等こころの健康づくりについて、広報紙や健康教室の場を活用し普及啓発を図る。また、精神保健に関する相談に対して、関係機関と連携し、適切な支援につなげる。

オ 歯と口腔の健康づくり

歯や歯ぐきに関する知識の普及とかかりつけ歯科医を持つことなど予防歯科の必要性について様々な機会を通して普及啓発を行う。また、歯科健診を実施する。

カ 自殺対策の推進

保健、医療、福祉など地域の関係機関や庁内各課との連携を強化し、生きることの包括的な支援として総合的に自殺対策を推進する。また、ゲートキーパーなど地域のネットワークの担い手、支え手となる人材を幅広く育成する。

キ 地域医療体制の充実

地域医療体制の現状、課題等の把握及び県や医師会、医療機関、圏域市町等との連携を深め、地域医療体制の充実に努める。また、在宅当番医制運営事業、病院群輪番制運営事業を実施し、夜間や休日等の救急医療体制を確保する。

ク 感染症予防対策

予防接種法に基づき、感染症の発生及びまん延を予防するため、医師会等医療機関との連携のもと、各種予防接種を実施する。また、感染症に関する正しい知識の普及啓発、接種率の向上に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 保育所	就学前教育・保育施設整備事業	事業者		
	(2) 認定こども園	就学前教育・保育施設整備事業	事業者		
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	児童福祉	子ども医療費助成事業	町	
			ひとり親等家庭医療費助成事業	町	
			保育料無償化事業	町	
			保育所等副食費助成事業	町	
			子育て短期支援事業	町	
			子育て支援センター事業	町	
			一時預かり事業	町	
			子育て世帯訪問支援事業	町	
			延長保育事業	事業者	
			障害児保育支援事業	事業者	
			放課後児童健全育成事業	事業者	
保育補助者雇上強化事業	事業者				
保育体制強化事業	事業者				
放課後児童クラブ利用者支援事業	町				
乳児等通園支援事業	町				
公園整備事業	町				
高齢者・障がい者福祉	高齢者・障がい者福祉	老人公衆浴場入浴料助成事業	町		
		高齢者住宅改造費助成事業	町		
		緊急通報体制等整備事業	町		

	健康づくり	高齢者福祉施設維持管理事業 障害者公衆浴場入浴料助成事業 障害者住宅改造費助成事業 水俣・芦北地域見守り活動推進事業 健康づくり推進事業 健康教育相談事業	町 町 町 町 関係機関、町 町	
	その他	不妊治療費助成事業（生殖補助医療・一般不妊治療）	町	
	(9) その他	子ども・子育て支援施設整備事業	事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は26施設あるが、そのほとんどが町の中心部に位置している。医療機関までの距離が10kmを超える山間地域の集落もあり、町内でも医療体制の偏在性が高い状況にある。山間部で唯一の医療機関である町立の吉尾温泉診療所は、地域医療を支える拠点として大きな役割を担ってきたが、令和2年7月豪雨災害により被災し、休診が続いている。さらに、受診科目によっては、八代市や水俣市など、他市町村の医療機関を利用する町民も多く、通院に要する時間や費用の負担が大きくなっている。

休日の医療については、水俣市芦北郡医師会により在宅当番医制をとっており、また、重症救急患者に対する医療は、水俣市にある二次救急医療機関によって行われている。今後も医療機関相互の連携を継続していく必要がある。

町民のだれもが生涯にわたって安心して暮らしていけるよう、医療サービスの提供体制を整え、医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築が求められている。

また、オンライン診療やICTを活用した見守り・相談体制の整備、災害時における医療提供体制の確保も重要な課題となっている。

医療施設数（令和7年4月1日）

総数		病院		診療所					
施設	病床	施設	病床	小・内・外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	歯科	その他
26	382	3	289	15	0	1	0	6	1

(2) その対策

- ア 医療機関相互の連携を継続し、安定した医療提供体制を維持する。
- イ 医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築を目指す。
- ウ マイナ保険証の活用を図り、データに基づいたより良い医療を受けることができるようにする。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事 業 その他	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営共同事業	水俣市芦北郡医師会 水俣市・津奈木町・芦北町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育の充実

本町における児童・生徒の推移は、昭和30年代をピークに、総人口とともに減少を続けている。

国際化、情報化、少子化など社会環境の変化が著しい中、本町の将来を担う子どもたちに「知・徳・体」のバランスのとれた教育を行うことの必要性が増々高まっている。このため、基礎学力の向上はもとより、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることや心の教育、地域教育などの情操教育や国際理解教育、情報化教育などの総合的な推進や、安心して学ぶことのできる施設整備が必要となる。また、少子化による児童生徒数の減少が進む中で、学校運営の効率化と教育の質の維持・向上を両立させることが課題となっている。

なお、地元で唯一の高等学校である芦北高校の魅力を高め入学者を確保することは、地域活力の維持につながることから特色ある学校づくりを支援する必要がある。

② 競技スポーツ・生涯スポーツの推進

スポーツに対する町民の意識は、競技スポーツに加え、健康づくり・体力づくりのための生涯スポーツへ変化している。町民に元気と活力をもたらす競技スポーツの推進のため選手の育成・強化を図る一方、健康づくりに役立てられるスポーツ指導者の育成が必要である。また、これらの推進のため、運営体制と施設の充実を図る必要がある。さらに今後はプールを始めとする既存のスポーツ施設の多くは老朽化が進み利便性や安全性を担保するため、計画的な回収や更新が必要である。

③ 生涯学習の推進

生涯学習については、子どもから高齢者まで町民の誰もが生涯にわたって学習できるメニューの提供と環境づくりを進める必要がある。

学校・体育館・プールの設置状況（令和7年4月1日）

区分	学校数	体育館	プール
小学校	5	5	5
中学校	3	3	3
計	8	8	8

小学校別児童数・学級数の推移

（単位：人、学級）

区分	平成7年度		平成11年度		平成21年度		平成26年度		令和2年度		令和7年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
田浦小学校	205	7	188	7	221	9	199	9	173	9	130	8
小田浦小学校	94	6	87	6	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
海浦小学校	64	6	47	6	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
井牟田小学校	28	3	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐敷小学校	461	14	391	14	267	13	278	13	270	14	227	13
計石小学校	102	6	62	6	53	5	(廃校)	—	—	—	—	—
大尼田小学校	32	4	23	3	—	—	—	—	—	—	—	—
大野小学校	96	6	81	6	74	6	43	4	41	5	24	4
白木小学校	59	5	45	5	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
告小学校	17	3	17	3	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
大岩小学校	37	4	19	3	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
吉尾小学校	48	3	26	3	16	3	12	3	5	2	(廃校)	—
湯浦小学校	317	13	265	11	186	7	169	8	199	9	129	8
女島小学校	75	6	55	6	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
内野小学校	64	6	55	5	63	6	44	4	59	6	42	5
丸米小学校	43	4	44	5	—	—	—	—	—	—	—	—
古石小学校	36	5	27	3	—	—	—	—	—	—	—	—
古石小学校熊ヶ倉分校	2	1	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—
総数	1,780	102	1,434	93	880	49	745	41	747	45	552	38

中学校別児童数・学級数の推移

(単位：人、学級)

区分	平成7年度		平成11年度		平成21年度		平成26年度		令和2年度		令和7年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
田浦中学校	215	7	214	7	141	6	113	6	87	4	72	6
佐敷中学校	263	10	301	9	187	8	193	9	177	7	149	8
大野中学校	88	3	80	3	55	4	(廃校)	—	—	—	—	—
吉尾中学校	53	3	46	4	—	—	—	—	—	—	—	—
湯浦中学校	300	10	283	10	137	6	132	7	96	5	133	7
総数	919	33	924	33	520	24	438	22	360	16	354	21

(2) その対策

① 学校教育の充実

ア 基礎学力の定着による学力向上の推進

町学力向上部会を中心に、研修会や研究指定校による取組みを充実させるとともに、指導方法の工夫改善により、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図る。

また、ALTの活用による英語力の向上や、ICT機器の効果的な活用による学力向上を図るほか、英検、漢検の助成や論語教育など町独自の取組みを充実する。

イ 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

人権教育、道徳教育、キャリア教育及び論語教育を推進し、将来の生き方を選択する力の育成を推進する。

不登校や不登校傾向にあるこどもたちには関係機関と連携し多様な教育の機会を確保する。

健やかな体の育成のため、運動に親しむ習慣をつけ体力の向上に努めるほか、空手道を学び礼節を尊重する生活態度を養う。

ウ 良好な教育環境の整備

安全・安心で快適な学習環境を確保するため、校舎等施設の老朽化対策やICT機器など設備の充実に努めるほか、スクールバスの運行計画についても随時見直しを図る。

関係機関と連携し、通学路の安全確保や不審者情報の共有を図る。

特別支援教育の普及啓発を図るとともに、支援を必要としているこどものニーズに対応する体制を整える。

エ 学校規模の適正化

少子化を見据え、小中学校の統廃合について検討を進める。

オ 地域とともにある学校づくりの推進

学校が目指す教育について積極的に情報提供し、五者連携によるコミュニティスクールの充実に図り、地域とともにある学校づくりを推進する。

カ 芦北高校の入学者確保や魅力ある学校づくりに資するよう総合的な支援に努める。

② 競技スポーツ・生涯スポーツの推進

ア スポーツ・レクリエーション人口の増加

年齢や体力に関係なく誰もが気軽に取り組めるスポーツを推進するとともに、積極的に参加できる環境づくりに努める。

また、各団体と連携を図り、スポーツに触れる機会の提供に努める。

イ 組織の強化と指導者の確保及び育成

地域スポーツ協会、総合型スポーツクラブ、社会スポーツクラブ等の活動を支援し、競技スポーツ・生涯スポーツを指導できる質の高い人材の育成と確保のため、各種団体等との連携を図る。

また、選手・指導者の競技力向上のため、一流選手と触れ合う機会を創出する。

ウ スポーツ施設の適正な維持管理

スポーツ施設の適正な維持管理のために、適切な改修・更新計画を立てるとともに、各種イベント活動を安定的に促進する環境づくりに努める。

エ 中学校部活動の地域移行・地域展開への対応

中学校や関係団体と協議を行い、円滑な地域移行・地域展開が実施できるよう受皿の整備に努める。

③ 生涯学習の推進

ア 生涯学習プログラムの充実

町民のニーズを反映させ、こどもから高齢者まで、町民のだれもが参加できるような事業の見直しや拡充を行い、魅力ある講座づくりを行う。

イ 生涯学習環境の充実

町民の生涯学習活動に寄与するため、コミュニティセンター等において、快適な研修室やインターネット環境を提供する。

また、図書館においては幅広い分野の図書資料を充実させるとともに、芸術や漫画等の文化に親しむ機会を提供する。

ウ こどもの健全育成環境の充実

子どもの健全育成に寄与するため、快適な遊びの場を提供するとともに、木のおもちゃを充実させ豊かな心の醸成を図る。

また、自主的な読書活動により、人生をより深く生きていける力を身につけるために、図書館と学校等が連携して読書環境整備や読書活動推進の取組みを推進する。

エ 学校・家庭・地域における取組の充実

学校と地域の連携強化により、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制を充実させる。

オ 社会教育関係団体等の支援・連携

社会教育関係団体の自主活動を支援し、連携強化を図る中で、積極的な活動展開が図れるよう努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育 関連施設			
	校舎	小中学校校舎等改修事業	町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場空調設置事業	町	
	スクールバス・ポ ート	スクールバス整備事業	町	
	その他	I C T 機器等整備事業	町	
	(3)集会施設、 体育施設等			
	体育施設	体育施設改修事業	町	
		体育施設 L E D 化改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業	町	
		遠距離通学費助成事業	町	
		通学費助成事業	町	
	地域学校協働本部事業	実行委員会		
	放課後子ども教室推進事業	町		
	小中学校給食費無償化事業	町		
高等学校	芦北高校総合支援事業	芦北高校		
生涯学習・ スポーツ	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業	J K A トレジャークラブ		
	スポーツ振興支援事業	町		
	生き生き大学運営事業	町		
	文化振興事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、地区住民自らが主体的に活動へ参画するまちづくり支援事業や、まちづくり団体による地域資源を生かした活動が行われている。

一方で、社会環境や住民の価値観の変化やライフスタイルの多様化により、地域内のコミュニティが希薄化し活動の停滞も見られ、山間部の小集落においては、人口減少や高齢化により本来集落が果たしてきた生活基盤の機能維持が困難になってきている。

加えて、令和2年7月豪雨災害の被災地域においては空き家・空き地が増加しており、地域コミュニティの維持と併せて利活用を図る必要がある。

集落の健全な維持のために、道路整備や公共施設の適正配置などの機能補完を行い、地域おこし協力隊などの外部人材を積極的に活用し、自治公民館組織活動や地域レクリエーション等の活動を活発化させ、行政区機能の充実と活性化を図る必要がある。今後も過疎対策事業等による集落環境の整備を行い、魅力的で住みやすい地域を創造する必要がある。

(2) その対策

① まちづくり団体の育成と連携

ア まちづくり団体、NPO法人やボランティア団体など、まちづくりに取り組む多様な担い手の組織づくりや活動に対して積極的な支援を行い、連携して活性化に取り組む。

② 自治活動の推進と環境整備

ア まちづくり支援事業における町職員の地区担当制を継続し、行政区や公民館の活動に対して支援を行うとともに、行政区間の連携強化や規模適正化について住民の意向を踏まえながら検討を行う。

イ 各地区のコミュニティ活動の拠点施設である地区公民館の整備や機能充実に対する支援を行うとともに、町内の集落間交流のための道路網整備を推進する。

また、増加する空き家、空き地についても地域住民とともに利活用を検討する。

③ 広域および他自治体との連携の推進

ア 定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域を結ぶ交通ネットワークの整備を促進し、集落の日常生活の利便性と安全性を高める。

④ 外部人材の積極的な活用

ア 地域おこし協力隊の積極的活用

地域の活性化及び地域力の維持・強化のため、地域おこし協力隊の活用を促進する。

また、活動期間中においても協力隊のサポートに努め、任期満了後、引き続き本町に定住してもらえらるための支援を行う。

イ 外部人材の活用

地域活性化起業人や副業人材などの制度を活用し、持続可能な地域づくりや地域活性化につなげる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	地区公民館施設整備費助成事業	地区公民館	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地区公民館施設整備費助成事業 芦北町まちづくり支援事業 副業人材を活用した課題解決事業	地区公民館 行政区 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、令和7年4月1日現在、国指定文化財1件、国登録有形文化財12件、国選択無形民俗文化財1件、県指定文化財5件、町指定文化財63件、計82件の文化財を有している。国指定史跡である「佐敷城跡」をはじめ、国登録有形文化財の「藤崎家住宅（赤松館）」や県指定重要文化財「天下泰平銘鬼瓦」のほか、棒踊りや臼太鼓踊りなどの郷土芸能といった多種多様な文化財を数多く有しており、貴重な財産であるこれらの文化的資源を保存し、次の世代に継承していく必要があるが、地域人口の減少や担い手の高齢化により今後の文化財の管理や継承が大きな課題となっている。

町勢や自然環境、原始・古代から現在までの歴史的変遷等を総括した町誌編さん事業を進め、令和2年度に「図説 芦北の歴史」、令和3年度に本編を刊行した。今後も郷土の歴史や文化に関する継続的な調査、情報発信や普及啓発を推進し、郷土の歴史や文化財の保存継承への理解を進めていく必要がある。

あわせて、地域文化や伝統芸能を観光・交流の資源として活用し、地域内外の人々とのつながりを深めることも重要な課題となっている。

(2) その対策

① 文化財の調査・保存

ア 地域が一体となった文化財の保存・活用

地域の文化財を継承する後継者が不足しているため、将来に向け一体的に保存・活用するビジョンを地域住民と行政、関係者が共有するための文化財保存活用地域計画を策定し、その後に佐敷城跡の周辺一帯を含めた整備計画など、個々の文化財の保存活用を検討する。

イ 町内文化財の調査研究の推進

国史跡佐敷城跡や国登録有形文化財藤崎家住宅（赤松館）など町内の貴重な文化財について、調査研究を推進するとともに、町史跡佐敷東の城跡について有識者及び文化庁と連携してさらなる上位指定を目指すなど、学術的価値の向上を図る。

② 文化芸術活動

ア 文化芸術活動の充実

住民誰もが演能会など様々な文化芸術に触れる機会を提供し、多様な価値観や豊かな人間性を育むための環境づくりのほか、文化芸術活動団体構成者の高齢化が進んでいることから新たな担い手の発掘や情報発信等への支援を行う。

イ 星野富弘作品を活かした「心の教育」活動の推進

星野富弘作品に込められた「命の大切さや生きる希望」などのメッセージを深く理解してもらうため、小中学校等に対し積極的に情報発信し、出前講座の実施回数を増やす。

また、詩画公募展への理解と出展者の増加を図るため、チラシ等での広報とともに、芦北町ホームページや SNS を活用した情報発信を強化する。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	佐敷城跡調査事業 佐敷東の城跡調査事業 文化財調査事業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化などの環境問題の解決に向けて、世界各国で再生可能エネルギーの研究・生産が進み、温暖化防止に向けた取組が進められている。

令和2年7月豪雨時には、住宅や工場などへの電力供給の停滞も起こったため、エネルギー自給システムを構築する必要性もある。

本町においても、安全で安心できる持続可能なまちづくりの実現のため、再生可能エネルギーの導入を検討する。また、国や県が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地域に適した再生可能エネルギーの導入と環境への負荷低減を図ることが課題となっている。

(2) その対策

ア 町有施設における再生可能エネルギー（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を検討する。

イ 町民や事業者に対する意識の醸成、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

ウ 町民・事業者・町が自らの行動と環境との関係を自覚し、環境への負荷が少ない行動を選択し、継続する。

エ 国や県が掲げる「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの取組を進める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、豊かな自然環境と多様な生態系を有しており、この自然を保全しつつ快適な生活環境を整備し、次の時代へ引き継いでいくためには、不断の環境保全活動を推進していくことが重要である。

また、我が国の公害の原点と言われる水俣病の教訓を生かし、水俣病の情報発信に努め、環境を守ることの大切さとより良い環境づくり、地域社会づくりにつなげる活動を推進していくことが求められている。また、SDGsや脱炭素の取組を通じて、町民一人ひとりの環境保全意識を高め、持続可能な地域社会の実現を図ることが求められている。

(2) その対策

- ア 多様な生態系の保護に努め、自然環境と快適な生活環境の保全を図る。
- イ 住民や事業者が主体となって行う清掃などの環境保全活動を積極的に支援する。
- ウ 水俣病について広く情報を発信し、正しい理解促進と地域の融和を図る。
- エ S D G s や脱炭素の取組を通じて、町民の環境保全意識を高め、持続可能な地域社会の実現を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）【過疎地域持続的発展特別事業分】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	町営住宅等を活用した移住者等住宅 用整備事業 移住体験住宅整備事業 空き家利活用支援事業 地域おこし協力隊事業 移住定住促進事業 結婚支援事業 二地域居住（保育園留学）推進事業 芦北町ふるさと住民登録制度 集合住宅建設支援事業 漁業者と小中学生の共生・交流支援 事業 芦北高校総合支援事業 I T 人材育成事業	町 町 町 町 町 町（定住自立圏） 町 町 町 町 町	外部からの 人材確保及 び地域内 での人材育成 による人口 減少の抑制 に資するも ので、効果 は一過性で なく将来に 及ぶ事業で ある。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農林漁業経営支援事業 農林漁業担い手対策事業 多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払事業 芦北町中山間地域農地集積促進事業	個人等 個人等 集落組織 集落組織 集落組織	担い手確 保、生産性 の向上及び 地域資源の 活用による 地域産業の 活性化に資 するもの で、効果は

		乗合ワゴン実証運行事業 A I オンデマンド交通運行事業 公共ライドシェア運行事業 地方バス路線維持事業 肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業	町 町 町 産交バス（株） 肥薩おれんじ鉄道（株）	促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
5 生活環境の整備	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	ごみ収集所施設整備費助成事業 家庭用生ごみ処理機購入費助成事業 自然災害防止事業 急傾斜地崩壊対策共同事業 住宅耐震化促進支援事業 防犯灯設置支援事業 防犯カメラ設置事業 感震ブレーカー・住宅用火災警報器設置支援事業 地域防災力強化支援事業 老朽危険空家等除却促進事業 芦北町地区内排水路整備事業	行政区 個人 町 県 個人 個人、町 個人、町 個人 行政区など 個人 個人等	快適で安全安心な生活環境の整備による定住促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業 ひとり親等家庭医療費助成事業 保育料無償化事業 保育所等副食費助成事業 子育て短期支援事業 子育て支援センター事業 一時預かり事業 子育て世帯訪問支援事業 延長保育事業 障害児保育支援事業 放課後児童健全育成事業 保育補助者雇上強化事業 保育体制強化事業 放課後児童クラブ利用者支援事業 乳児等通園支援事業 公園整備事業	町 町 町 町 町 町 町 事業者 事業者 事業者 事業者 事業者 町 町 町	子育て世帯や高齢者等へのサービス確保による住民の福祉向上に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。

	<p>高齢者・障がい者福祉</p> <p>健康づくり</p> <p>その他</p>	<p>老人公衆浴場入浴料助成事業</p> <p>高齢者住宅改造費助成事業</p> <p>緊急通報体制等整備事業</p> <p>高齢者福祉施設維持管理事業</p> <p>障害者公衆浴場入浴料助成事業</p> <p>障害者住宅改造費助成事業</p> <p>水俣・芦北地域見守り活動推進事業</p> <p>健康づくり推進事業</p> <p>健康教育相談事業</p> <p>不妊治療費助成事業（生殖補助医療・一般不妊治療）</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>関係機関、町</p> <p>町</p> <p>町</p>	
7 医療の確保	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>その他</p>	<p>在宅当番医制運営事業</p> <p>病院群輪番制運営共同事業</p>	<p>水俣市芦北郡医師会</p> <p>水俣市・津奈木町・芦北町</p>	<p>医療機関との協力体制の整備による医療の確保に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。</p>
8 教育の振興	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>義務教育</p> <p>高等学校</p> <p>生涯学習・スポーツ</p>	<p>スクールバス運行事業</p> <p>遠距離通学費助成事業</p> <p>通学費助成事業</p> <p>地域学校協働本部事業</p> <p>放課後子ども教室推進事業</p> <p>小中学校給食費無償化事業</p> <p>芦北高校総合支援事業</p> <p>総合型地域スポーツクラブ活動支援事業</p> <p>スポーツ振興支援事業</p> <p>生き生き大学運営事業</p> <p>文化振興事業</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>実行委員会</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>芦北高校</p> <p>J K A トレジャークラブ</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	<p>教育環境の整備や支援、生涯学習の推進による人材育成及び地域活力維持に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。</p>
9 集落の整備	<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>集落整備</p>	<p>地区公民館施設整備費助成事業地区</p>	<p>地区公民館</p>	<p>集落におけ</p>

		公民館整備支援事業 芦北町まちづくり支援事業まちづくり支援事業 副業人材を活用した課題解決事業	地区公民館 行政区 町	る環境整備や活動支援による集落機能の維持及び地域活性化に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	佐敷城跡調査事業 佐敷東の城跡調査事業 文化財調査事業	町 町 町	地域の歴史や文化財の調査による伝統文化の振興や保存継承に対する理解促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。